

石鎚国定公園指定 70 周年記念シンポジウム開催業務委託仕様書

1 業務名称

石鎚国定公園指定 70 周年記念シンポジウム開催業務

2 業務委託の目的

石鎚国定公園は、昭和 30 年 11 月 1 日に国定公園に指定され、令和 7 年に指定 70 周年の区切りを迎えることから、本シンポジウムの開催を通じて、石鎚の自然の特長や魅力を再認識し、後世に引き継いでいくとともに、自然公園等の有する自然の大切さと魅力を広く普及・啓発することを目的としている。

3 業務委託期間

契約締結日～令和 7 年 12 月 12 日（金）

4 事業費（委託料）

2,758,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

5 業務実施方針

本業務の目的を達成するため、下記方針を十分に考慮したうえで、6 の業務内容を行うこと。

- (1) 石鎚国定公園の関係者のみならず、様々な世代からより多くの方の参加が見込める魅力的な内容（プログラム構成）を企画するとともに、効果的な広報に努めること。
- (2) 集客が見込める魅力的な講師（パネリスト）の選定や手配に加え、会場での演出など、参加者の記憶に残るものとなるよう努めるとともに、円滑にシンポジウムを運営すること。
- (3) 委託者との連携を十分に図り、情報や認識を共有すること。

6 業務内容

(1) シンポジウムの実施

- ① シンポジウムの企画及び運営
- ② 会場（音響、照明、舞台装置等を含む）借上げ、設営・撤去
- ③ 参加者の募集

(2) シンポジウムの要件

- ① 開催日：令和 7 年 11 月 1 日（土） ※国定公園指定日（「えひめ石鎚の日」）
- ② 会場：愛媛県内

※ 愛媛県生涯学習センター県民小劇場（定員 505 名）は県が予約済であり、会場として利用可能である。ただし、会場借上げ料を

含め、利用内容に応じた費用は事業費に計上すること。

③ 募集人数：500名程度

④ 参加費：無料

(3) シンポジウムにおける留意事項

① 実施内容（プログラム構成）

以下の項目を含むとともに、参加者が石鎚の自然の特長や魅力を再認識し、後世への継承意識の醸成や自然公園等の有する自然の大切さを感じることが出来る内容とすること。

○ 主催者あいさつ

○ 基調講演

○ パネルディスカッション

② 参加者の募集

石鎚国定公園の関係者のみならず、様々な世代からより多くの方に参加いただくために効果的な広報・募集方法を行うこと。

※ 本業務とは別にシンポジウム開催の広報物品（ポスター及びチラシ）並びに参加者記念品（ノベルティグッズ）作成に係る予算（242,000円）を確保しており、別途執行予定としているため、これらに係る経費は事業費に計上する必要はないこと。

参加申込の受付、決定及び必要な連絡を行うこと。

③ シンポジウムに係る対応

シンポジウムの開催にあたり、必要な会場借上げ、会場設営、会場サイン、司会者・講師・手話通訳者・会場スタッフの手配及び連絡調整、当日配布資料（当日プログラム、講演資料等）の作成・印刷、当日受付（欠席者への対応を含む。）、進行管理等、開催に係る一切の業務を行うこと。

※ 司会者又は講師の1名あたりの謝金の額は100万円を上限とする。

※ 本シンポジウムのテーマ（目的）と直接関連のない企画、プログラムに係る経費は事業費の対象外とする。

7 成果の帰属及び秘密保持

(1) 本業務で得られた成果は、原則として委託者に帰属する。

(2) 本業務に関し、受託者から委託者に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。

(3) 本業務に関し、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。

(4) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。これは、本契約期間終了後においても同様とする。

8 その他留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、委託者と協議を重ねながら適切に履行すること。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合、再委託先との業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記のうえ、事前に書面にて委託者に報告し、委託者の承諾を得るものであること。
- (3) 本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもってすべて委託者に移転する。
- (4) 広告物等に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は事業費に含むものとする。
- (5) 受託者は委託者が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- (6) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (7) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- (8) 各業務に係る撮影、編集、作成及び報告等の一切の経費は事業費に含むものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議のうえ、定めることとする。